

令和8年度第2回物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	児童発達支援事業所給食食材費支援事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けている児童発達支援事業所の給食材料費について支援することにより食材の量と質の低下を防ぎ、保護者負担の軽減を図る。(教職員等分を除く) ②児童用給食材料に対する経費 ③130千円 @30円×216日×20食 ④児童発達支援事業所	R8.4	R9.3
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	民間保育所等の副食費にかかる補助事業	①食材料費高騰の影響を受けた、民間保育所等の副食費値上げによる保護者の負担軽減のため、値上げ分の補助を継続する。同様に、公立保育所においても、物価高騰による賄材料費の増は、市が補てんすることで、保護者負担の軽減を図る。 ②民間保育所等への副食費値上げ相当分の助成に係る補助及び交付金 ③25,704千円 1,000円(1月あたり副食費値上がり分)×2,142人分×12月 対象児童(3～5歳児) 民間保育所等に通所する児童 1,782人 公立保育所に通所する児童 360人 計 2,142人 ④【民間】 民間保育所25園、認定こども園3園 計28園 市外保育所等通園者(保護者直接補助) 【公立】 公立保育所5園、認定こども園1園 計6園	R8.4	R9.3
3	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	緊急経済対策特別利子補給金	①物価高騰により影響を受けた中小企業者に対する支援として、市融資制度による緊急経済対策を行う。 ②緊急経済対策特別利子補給金 ③10,466千円(@41,864円×250件で積算) 小田原市中小企業小口資金の融資を受けた者に対し、年間上限50万円、最大3年間の利子補給を実施 ④市内中小企業事業者	R8.4	R9.3
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス等移動手段確保維持対策事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響や、利用者の減少等により交通空白が生じている地域に対し、これまで通り地域に不可欠な交通手段を確保するとともに移動に係る負担の軽減を図る。 ②委託料 ③3,134千円 タクシー運行委託料:片浦地区 (8,160円/時×4h×1台×週2日×48週) ④バス路線(小田原駅～石名坂(箱根登山バス(株)))の利用者、地域住民等	R8.4	R9.3
5	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通事業者運行等支援事業	①物価高騰の影響を受け、単独での維持が困難となったバス路線の公共交通事業者(路線バス)に対して、運行に対する支援を行うことで、公共交通を維持・確保する。 ②補助金 ③2,307千円 国府津駅～橋団地(神奈川中央交通(株)) ※(運行経費(17,150千円)ー運賃収入(12,536千円))×1/2=補助額(2,307千円) ④【対象路線】 国府津駅～橋団地(小田原市・二宮町) (神奈川中央交通(株))	R8.4	R9.3

6	①食料品の物価高騰に対する特別加算	学校給食にかかる物価高騰分保護者負担軽減事業	①価格高騰分を加味した令和8年度の学校給食材料費の1食単価が答申されたが、保護者負担額が増とならないよう市費で補填する。(小学校分については、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に充当する。) ②学校給食材料費のうち物価高騰分(教職員等分を除く) ③154,048千円 イ) 小学校: 60,544千円 ロ) 中学校: 93,504千円 ④保護者	R8.4	R9.3
7	①食料品の物価高騰に対する特別加算	物価高騰分保護者負担軽減事業	①物価高騰下における子育て支援策の一環として、市立中学校において学校給食を受ける生徒の学校給食材料費(給食費に係る保護者負担額)の一部を市費で補填する。 ②学校給食材料費のうち保護者負担額1/3相当(市立中学校)(教職員等分を除く) ③77,070千円 イ) 中学校1・2年生: 18,700円/年・人 × 2,800人 = 52,360千円 ロ) 中学校3年生: 17,650円/年・人 × 1,400人 = 24,710千円 ④保護者(市立中学校)	R8.4	R9.3
8	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地場産物活用推進事業	①学校給食に地場産物を使用することで、物価高騰の影響を受ける地域経済の活性化を図るとともに、地域の自然、文化、産業に関する理解を深めるとともに、そのおいしさを味わうことができるようにするため、地場産物を給食で提供する日の拡大を図る。(小学校分については、国/都道府県からの基準額に基づく支援額を超える部分に充当する。) ②学校給食材料費のうち地場産物分(教職員等分を除く) ③7,000千円 イ) 小学校: 3,990千円 ロ) 中学校: 3,010千円 ④学校給食喫食者	R8.4	R9.3
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	緊急経済対策信用保証料補助金	①今般の中東情勢の影響により、売上や利益の減少といった厳しい経営状況に直面する市内の中小企業者に対し、信用保証料補助事業を大幅に拡充し、資金繰りを支援する。 ②負担金補助及び交付金 (融資を利用する際に神奈川県信用保証協会に支払った信用保証料に対する経費) ③40,000千円 @230千円 × 25人分 × 7か月 ④今般の中東情勢の影響により、売上や利益が減少するなど、経営状況が悪化して事業活動に支障をきたしている市内の中小企業者で、小田原市中小企業小口資金融資を利用した者	R8.7	R9.3
10	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス等移動手段確保維持対策事業 (令和8年度6月・9月補正予算分)	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民や、利用者の減少等により現状維持が困難となっている交通事業者に対する支援を実施するとともに、地域のニーズと実情に応じた移動支援策の実証事業を実施することで交通手段を確保するとともに、移動にかかる負担の軽減を図る。 ②需用費、役務費、委託料、補助金等に対する経費 ③34,815千円 (1)おだてけ分 26,053千円 (2)AIオンデマンド分 8,762千円 内訳 需用費 1,581千円(助成券印刷) 役務費 1,707千円(簡易書留) 委託料 8,762千円(AIオンデマンド交通委託料) 補助金 22,765千円(タクシー・路線バス共通助成費用) ④ (1)タクシー・路線バス共通助成券の配付 ・曽我・下曽我・国府津・豊川・上府中・桜井地区に居住する70歳以上の運転免許証非保有者及び妊婦 (2) AIオンデマンド交通の運行 ・主に前羽・下中地区周辺の住民	R8.10	R9.3